

競争入札参加資格に関する公示

競争入札参加資格に関する公示

令和5・6・7年度における総合病院浦河赤十字病院の工事・物品製造・買入等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申込時期、方法等について、次のとおり公示する。

令和4年2月1日

総合病院浦河赤十字病院

院長 大柏 秀樹

第1 業種及び調達物品等の種類

競争入札参加資格を得ようとする者の業種及び調達物品等の種類は、入札参加資格申請書 9 のとおりとする。

第2 競争入札に参加することができない者等

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、競争入札に参加することができない。
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間は競争入札に参加することができない。
 - ア 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために他の者と連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - カ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - キ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 前二項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者は競争入札に参加することができない。

第3 競争入札参加の資格及び審査

- (1) 競争入札に参加しようとする者の資格審査は、以下のとおり行う。
 - ア 物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け：別表1の1により項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点数をもって行う。
 - イ 設計・測量：別表1の2により項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。
 - ウ 建設工事：経営事項審査結果通知書にかかる「建設工事の種類」の総合評定値に基づき行う。
- (2) 競争入札に参加できる者の資格は、前項の付与数値により別表2の区分に基づいて格付けする。

第4 競争入札参加資格審査の申請

- (1) 「競争入札参加資格審査申請書」の受付
定期受付は、令和5年2月1日から令和8年1月31日までとする。
随時受付は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとするが、資格認定した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。
- (2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添えて、日本赤十字社（総合病院浦河赤十字病院 会計課調度係 [電話番号 0146-22-5111] ）

に提出すること。持参の場合の受付時間は、土日休日を除く09時から16時（12時から13時を除く）とし、郵送の場合は、書留郵便で、受付期間内に必着のこと。

なお、添付書類は、コピー機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しても可とする。

ア 営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況についての記載を含んだ書類であればパンフレット等でも可とする。）

イ 法人の場合：登記簿謄本（発行から3ヶ月以内）

個人の場合：申込者本人の住民票（発行から3ヶ月以内）及び身分証明書

ウ 法人の場合：財務諸表

個人の場合：営業用純資本額に関する書類及び収支計算書

エ 法人の場合：法人税又は所得税の納税証明書 様式その3の3

（発行から3ヶ月以内）

個人の場合：営業用純資本額に関する書類及び収支計算書 様式その3の2

（発行から3ヶ月以内）

オ 総合工事及び専門工事の申請をする場合

直近の経営事項審査結果通知書

カ その他証明資料

希望する業種で、営業にあたっての許可・認可等が義務付けられている場合は、その許可証等の写しなど

※ 返信用封筒（長さ14～23.5cm幅9～12cm、あて先を記入し、84円切手を貼ったもの）を添付すること。

第5 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

第6 資格の有効期間

「この公示に基づき以下のとおりとする。

(1) 定期受付：令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(1) 随時受付：資格を認定した日から令和8年3月31日までとする。

第7 資格の取り消し

(1) 競争入札参加資格者が第2に該当した場合若しくはその疑いがある場合、又は競争入札参加資格申請に虚偽がある場合若しくはその疑いがある場合は、事実を調査し、競争入札参加資格者として不相当であると認められた場合は、その参加資格を取り消す。

(2) 競争入札参加資格者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、その参加資格を取り消すことがある。

第8 その他

(1) 申請内容の変更

有資格者が、次の事項に変更があった場合には、「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届」を提出すること。

ア 商号又は名称

イ 代表者名

ウ 住所（電話番号・FAX番号）等

エ 希望する資格の種類

(2) 会社更生法及び民事再生法に基づく厚生手続開始の決定等を受けた者の手続き

有資格者が、会社更生法に基づく厚生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 厚生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

イ 「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届」（変更がある場合）

(3) 合併・分社・廃業等の場合の手続

有資格者に合併・分社・廃業等があつた場合は、日本赤十字社（総合病院浦河赤十字病院 会計課調度係 [電話番号 0146-22-5111]）へ速やかに連絡すること。

(4) 資格審査結果通知書の再発行

紛失による再発行依頼については、日本赤十字社（総合病院浦河赤十字病院 会計課調度係 [電話番号 0146-22-5111]）に連絡すること。

第9 留意事項

本参加資格は、日本赤十字社（総合病院浦河赤十字病院）が実施する競争入札において有効であること。ただし、競争入札により、別の指示がある場合を除くこと。

※以下の様式をダウンロードしてご使用ください

[競争入札参加資格審査申請書](#)

[競争入札参加資格審査申請書変更届](#)

別表1 付与数値

1. 物品の製造・物品の販売・役務の提供等・物品の買受けの付与数値

(1) 年間平均生産（販売）額

年間生産（販売）額	物品の製造	その他
200 億円以上	60	65
100 億円以上 200 億円未満	55	60
50 億円以上 100 億円未満	50	55
25 億円以上 50 億円未満	45	50
10 億円以上 25 億円未満	40	45
5 億円以上 10 億円未満	35	40
2.5 億円以上 5 億円未満	30	35
1 億円以上 2.5 億円未満	25	30
5,000 万円以上 1 億円未満	20	25
2,500 万円以上 5,000 万円未満	15	20
2,500 万円未満	10	15

(2) 自己資本額

自己資本額	物品の製造	その他
10 億円以上	10	15
1 億円以上 10 億円未満	8	12
1,000 万円以上 1 億円未満	6	9
100 万円以上 1,000 万円未満	4	6
100 万円未満	2	3

(3) 流動比率

流動比率	共通
140%以上	10
120%以上 140%未満	8
100%以上 120%未満	6
100%未満	4

(4) 営業年数

営業年数	物品の製造	その他
20 年以上	5	10
10 年以上 20 年未満	4	8
10 年未満	3	6

(5) 機械設備等の額

機械設備等の額	物品の製造のみ
10 億円以上	15
1 億円以上 10 億円未満	12
5,000 万円以上 1 億円未満	9
1,000 万円以上 5,000 万円未満	6
1,000 万円未満	3

2. 測量・測量の付与数値

(1) 年間平均生産（販売）額

年間平均生産（販売）額	設計・測量
20 億円以上	90
10 億円以上 20 億円未満	75
5 億円以上 10 億円未満	60
1 億円以上 5 億円未満	45
1 億円未満	30

(2) 自己資本額

自己資本額の数値は自己資本額を年間平均実績高で除したものに100を乗じてえた数値とする。

年間平均生産（販売）額	設計・測量
10 以上	30
5 以上 10 未満	20
5 未満	10

(3) 技術力

技術力の数値は、業種ごとの有資格者の数をもって日本赤十字社（総合病院浦河赤十字病院）契約行為者が定めるところにより算出した数値に応じ、次の右の数値とする。

技術力	設計・測量
110 以上	150
65 以上 110 未満	125
40 以上 65 未満	100
15 以上 40 未満	75
15 未満	50

(4) 営業年数

営業年数	設計・測量
35 年以上	30
25 年以上 35 年未満	25
15 年以上 25 年未満	20
5 年以上 15 年未満	15
5 年未満	10

別表2 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

(1) 物品の製造

数値	等級	予定価格の範囲
90 点以上	A	3,000 万円以上
80 点以上 90 点未満	B	2,000 万円以上 3,000 万円未満
55 点以上 80 点未満	C	400 万円以上 2,000 万円未満
55 点未満	D	400 万円未満

(2) 物品の販売、役務の提供等

数値	等級	予定価格の範囲
90 点以上	A	3,000 万円以上
80 点以上 90 点未満	B	1,500 万円以上 3,000 万円未満
55 点以上 80 点未満	C	300 万円以上 1,500 万円未満
55 点未満	D	300 万円未満

(3) 物品の買受け

数値	等級	予定価格の範囲
70 点以上	A	1,000 万円以上
50 点以上 70 点未満	B	200 万円以上 1,000 万円未満
50 点未満	C	200 万円未満

(4) 建設工事（総合工事）

経営事項審査総合評価点	等級	予定価格の範囲
1,200 点以上	A	6 億 6,000 万円以上
1,000 点以上 1,200 点未満	B	3 億円以上 6 億 6,000 万円未満
800 点以上 1,000 点未満	C	6,000 万円以上 3 億円未満
800 点未満	D	6,000 万円未満

(5) 建設工事（専門工事）

経営事項審査総合評価点	等級	予定価格の範囲
1,000 点以上	A	1 億 5,000 万円以上
800 点以上 1,000 点未満	B	4,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満
700 点以上 800 点未満	C	1,200 万円以上 4,000 万円未満
700 点未満	D	1,200 万円未満

(6) 設計・測量

付与数値	等級	予定価格の範囲
210 点以上	A	1,000 万円以上
140 点以上 210 点未満	B	300 万円以上 1,000 万円未満
140 点未満	C	300 万円未満